

『令和 4 年度除雪・凍結防止剤散布業務』

受託希望者の皆様への説明会開催のお知らせ

『令和 4 年度除雪・凍結防止剤散布業務』の受託を希望される皆様への説明会を下記のとおり開催いたします。

1 日 時 令和 4 年 8 月 22 日（月）10:00～12:00

2 場 所 佐久合同庁舎 5 階講堂

3 説明事項

- (1) 除雪及び凍結防止剤散布業務の工区割
- (2) 除雪及び凍結防止剤散布業務の変更内容
- (3) 除雪及び凍結防止剤散布業務における入札・契約事務手続き

◎佐久市（臼田地区）、南佐久郡担当

維持管理課維持係（課長）前田英己（担当）松崎勇一、山口智己

電 話 82-8273、FAX 82-7400

E-mail sakuken-josetsu@pref.nagano.lg.jp

◎小諸市、佐久市（臼田地区を除く）、北佐久郡担当

佐久北部事務所維持管理課維持係（課長）井出圭一（担当）伊東政明、櫻山茂昇

電 話 63-3173、FAX 63-3128

E-mail sakuken-hokubu-josetsu@pref.nagano.lg.jp

<参考> 業務委託に参加する者に必要な要件

(1) 参加者に共通する要件

- 地方自治法施行令第167条の4の規定を準用し、これに該当しない者であること。
- 入札公告日から入札日までの間において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- 県税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- 除雪業務実施要領に決められた作業を遵守出来る者であること。
- 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）、第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（施工体制確認型契約方式含む）を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指示を受けていない者であること。

(2) 工区毎に定める要件

- 法人にあつては、発注機関の長が定めた当該ブロック内に本店又は営業所を有する者、若しくは当該ブロック内において過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区を受託できるものとする。（車道除雪の業務実績を要する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区を受託できる。）
- 個人にあつては、当該ブロック内に公告日まで1年以上住居している者、若しくは当該ブロック内において過去2年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の工区を受託できるものとする。（車道除雪の業務実績を要する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区を受託できる。）
- その他、発注機関の長が定める要件を満たしていること。